

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
2 当事者であるこどもの権利擁護			
1	・児童相談所の職員等にとっては当たり前になっているのかもしれないが、こどもの権利擁護について、市町村職員や、市町村事業のボランティア等への理解はまだ不十分だと感じる。こどもの権利擁護について、権利ノートを改定されるということだが、こどもに関わる多くの関係機関に周知してもらうことが重要だと考える。	・こどもに関わる多くの関係機関等に対する周知については、県のホームページにおいて意見表明等支援事業の事業内容等を掲載することにより、 <u>こどもの権利擁護について周知を図ることを記載しました。</u> ・また権利ノートは市町村のこども担当課にも配付し、こどもの権利擁護についての理解を促進します。	4
3 市町村のこども家庭支援体制の構築等			
(1) 市町村の相談支援体制の整備			
2	・素案における前期計画に対する実施状況の欄には、県内に母子生活支援施設がないにも関わらず、母子生活支援施設への支援がされてきたとの記載があるが、今後の取組方針の欄には母子生活支援施設への支援について記載がない。県内の母子生活支援施設の整備について、どのようにされる予定か。	・実施状況の欄の記載内容については、県外の母子生活支援施設における保護等に要する費用の支援を行っているため、記載しているものです。母子生活支援施設については、今年度策定中の「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」の中で検討してまいります。	—
3	・令和7年4月、C i Cビルに開設予定のこども総合サポートプラザについて、同じC i Cビル内の富山市子育て支援センターとの連携について、具体的にどのようにされる予定か。	・相談内容によって相互の相談窓口につなぐ、子育て支援センター等の行事を案内するなど緊密に連携してまいりたいと考えております。	—
(2) 市町村の家庭支援事業等の整備			
4	・素案8ページの「児童育成支援拠点事業」について、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設する事業というのは、大変重要なものであると感じると同時に、具体的にどのような取り組みなのか教えていただきたい。	・令和6年度からの新規事業であり、現時点で県内市町村での実施実績はないと承知しています。今後、他県での先進事例について確認してまいります。	—
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組			
(1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み			
5	・里親等委託率について、令和5年度の23.1%を踏まえると、令和11年度58.0%は、現実的な数字なのか、不安に感じるところである。 ・里親「等」委託率となっているが、里親だけでなく、ファミリーホームの役割も大切。現在、ファミリーホームは県内1か所しかない。他県の事例で、「施設型のファミリーホーム」を運営しているケースがあると聞いた。里親等委託率を目標値まで高めるとすれば、このような施設型のファミリーホームの設置も進める必要があるのではないか。	・これまでの実績を踏まえると、高い目標ですが、国が定める目標値であることを踏まえ、設定したものです。ご指摘も踏まえ、目標の進捗状況については、毎年度の自己点検・評価に基づく課題等を含めて、児童福祉専門分科会に報告、協議します。 ・ <u>施設型のファミリーホームについては、児童養護施設を設置する法人からファミリーホームの開設希望があった場合は、適切な支援を検討することを記載しました。</u>	31

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
6	・（資料 1 - 2 スライド22に関して）「里親委託が必要なこどもの数」について、3歳未満のこどもは全員里親等委託が必要であると見込まれており、3歳以上になると、情緒・行動上の問題や発達上の問題等を複数有することも増えていき、学童年齢では半数程度いることがわかる。このことから、できるだけ早く里親宅での養育が必要であるということはもちろん、学童期以降の課題の多いこどもたちに対しても、里親宅等において、なおかつ質の高い養育環境が提供できるようになることが重要であると感じる。	・里親宅において、より質の高い養育環境を提供するため、①発達や心理面に課題を抱えているこどもに対応できる養育スキルの向上のための研修の充実、②児童相談所からの一時保護の委託やふれあいフォスター事業、市町村からのショートステイの委託等、養育経験を積むための支援、③専門里親の積極的な活用について取り組むことを記載しました。〔素案に記載済〕	31
7	・里親登録証や専門里親の活用を盛り込んでいただけたことは良かったと思う。 ・里親委託率が上昇している都道府県においては、実際には親族里親の活用によるところが大きいとも聞いている。富山県でも親族里親を活用してはどうか。 ・いまだに里親制度は養子縁組と同様と思われることも多いことから、親族里親の普及によって里親制度の周知にもつながると思う。	・親族里親の活用を図るため、パーマネンシー保障に基づく親族里親や親族等による養育についてケースワークを行うこと、また親族等がこどもを養育する場合において、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族が希望する場合には養育里親研修等の受講を勧奨することを記載しました。〔素案に記載済〕	31
9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換			
(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換			
8	・児童養護施設の小規模化が推進されている中で、ルンビニ園にて児童家庭支援センターが設置されるとのことだが、どのような機能を持つのか。	・児童家庭支援センターは、地域の児童福祉に関する専門相談機関であり、児童相談所の補完的機能を有する施設として運用されております。	—
10 社会的養護自立支援の推進			
(2) 社会的養護経験者等の自立			
9	・児童養護施設を出て自立した後に困っていることについては、お金の面で大変なことが多いと感じている。養護施設にいた間から施設の先生に相談し、準備してきたつもりだったが、いざ自立すると、お金のことや、自動車保険の手続き等、知らないことが多く、かなり大変だった。 ・通学しながらアルバイトをしても、貯金がなかなかできない状況。	・社会的養護経験者への支援として、気軽に情報交換等を行うことができる相互交流の場を令和7年4月に開設する富山県こども総合サポートプラザで定期的に設けるよう検討することを記載しました。 ・引き続き、里親等委託や児童養護施設等の入所措置が解除となった社会的養護経験者に対して、居住費や生活費の貸付けなど、自立のための支援を行います。	42

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
10	・社会的養護経験者にとっては、児童養護施設が実家のような存在となっていたが、今後小規模化等の動きが進むことで、職員が変わったり、異動があったりして、頼りづらくなる可能性がある。ルンビニ園でも新設される児童家庭支援センターが、どの程度その役割を担ってくれるのか。 ・社会的養護自立支援拠点事業をはじめとした、社会的養護のこどもへの自立支援のための環境整備を進めていく必要があると考える。今日議論するには時間が足りないため、計画策定後でもよいので、別に議論の場を設け、もう少し丁寧に議論を進めていく必要があると思う。	・児童養護施設に入所しているこどもが、施設を退園する場合、アフターフォローを担当する職員が、積極的に園からこどもに連絡を取り、相談しやすい関係性を継続する等、各施設で工夫した支援に取り組んでいます。今後、施設の小規模化等が進んでいく中でも、アフターケアを担当する職員がその役割を担っていくものと考えます。 ・<u>社会的養護経験者等への支援として、気軽に情報交換等を行うことができる相互交流の場を富山県こども総合サポートプラザで定期的に設けるよう検討することを記載しました。</u> ・社会的養護自立支援拠点事業については、相互交流の場の設置に加え、支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員の配置が必要であり、人員確保等の課題があります。今後も社会的養護経験者や児童養護施設等のニーズ把握を行います。その結果等を踏まえて議論の場を含め、本分科会で協議させていただきたいと考えております。	42
11 児童相談所の強化等			
(2) 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等			
11	・富山児童相談所の2拠点化について、CiCビル内の関係機関による連携の状況、また児童心理治療施設新設の進捗状況について伺いたい。	・CiCビル内のこども総合サポートプラザは、これまで離れた場所にあった富山児童相談所こども相談センター、県総合教育センター教育相談窓口、こども・若者相談センター、県警少年サポートセンター東部分室が集約した施設であり、相談者の利便性を高めたワンストップの相談体制を構築します。また、児童心理治療施設については、令和8年度末の完成に向けて準備を進めています。	—
その他			
12	・障害のあるこどもをひとり親で育てている人が多くいる。年末年始に養育がいっぱいいっぱいになった保護者の頼る先が、児相と警察しか思い当たらない。他に頼れるところを示してもらえるとよい。	・年末年始等の長期休暇に係る過ごし方については、普段利用されている事業所や市町村、相談支援事業所等に、前もってご相談いただければと思います。	—
13	・保育所等においても、養育に困難を抱える家庭や、児相や市町村と連携して対応しているケースが増えていると聞いている。社会的養護の取組については、非常に大切なことと感じている。		—